

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への的確な対処を図るため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていきたい取組についてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。併せて、「小山田小学校いじめ防止対策年間計画」や「いじめが起こった場合のフロー図」も示しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※個々の行為が「いじめ」であるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

※好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

具体的ないじめの態様（文部科学省）は、次のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめ未然防止の取組

学校づくりビジョン達成に向けた取組を推進することにより、一人ひとりの自尊感情を高め自信を持たせるとともに、人権感覚を育てることで信頼し合う望ましい集団づくりを進めます。

本校では、すべての児童は、かけがえのない存在であり、健やかに成長することは社会全体の願いであることや、いじめは、児童の成長を妨げ、将来への希望を奪う深刻な問題であることを念頭におき、児童が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、すべての教育活動を通じて、いじめを許さない環境づくりを推進します。

小山田小学校 学校づくりビジョン

・学校教育目標

「夢と志を持ち、自ら学び、たくましく生きる子どもの育成」

子ども ～めざす子どもの姿～

- 自ら考え、主体的に行動する子ども
- 対話を通して問題解決する子ども
- くじけずに、粘り強く取り組む子ども

学校 ～めざす学校の姿～

- 安心できる学校
- 学ぶことが楽しい学校
- 地域とともにある学校

教職員 ～めざす教職員の姿～

- 相手に寄り添い、誠実に行動する教職員
- 時代に対応し、共に学び続ける教職員
- 確かな人権感覚と教育への使命感をもつ教職員

<重点1> 確かな学力（資質・能力）の定着

- ① 問題解決能力の向上のため主体的・対話的で深い学びとなる授業づくり
- ② ICTを活用し、個別最適な学びと協働的な学びを往還する学習の充実
- ③ すべての教育活動での言語能力・情報活用能力の育成
- ④ 家庭学習の習慣化

<重点2> こころとからだの健全な育成

- ① 想像力・探求心を伸長する読書習慣の定着
- ② 「考え、議論する道徳」の時間の充実
- ③ 運動 好きの子どもの育成
- ④ すこやかなこころとからだを育む食育・健康教育の推進
- ⑤ 防災・安全教育の推進

<重点3> よりよい未来社会を創造する力の育成

- ① 特別活動を要としたキャリア教育の推進
- ② 互いの違いやよさを認めあう人権教育の充実
- ③ 自己指導能力の育成

<地域人材・地域関係団体との協働・学びを支える学校づくり>

- 保護者・地域・関係機関との連携
 - 学校公開，たより，HP で学校教育を発信
 - 地域の特色を生かした教育活動の推進
 - 校務の効率化と勤務縮減の推進
 - 学びの一体化の推進
 - 学びを支える指導体制の充実・特別支援教育の充実
- コミュニティスクール（学校運営協議会） 地域に学ぶ / 地域と学ぶ / 地域で学ぶ

※学校づくりビジョンの全体は別紙

2 いじめ防止の啓発

- (1) 『『いじめ』に関する指導の手引』を有効活用しています。
 - ① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。
 - ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (2) 「いじめ事例別ワークシート～すべては子どもの笑顔のために～」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。
- (3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 脱傍観者、SOSの出し方をテーマにしたいじめ予防授業を実施し、いじめ予防といじめ防止啓発を図ります。
- (5) 各種相談機関を周知します。

- ① いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）
いじめ相談メール（<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/y-ijimesoudan/>）
発達障害、不登校等に関する相談電話（059-354-8285）（教育委員会）
- ② 青少年とその家庭の悩み相談電話（059-352-4188）（こども未来部）
- ③ 人権に関する相談電話（059-354-8610）（人権センター）
- ④ 子どもの人権110番（0120-007-110）（法務局）
- ⑤ 被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）（北勢少年サポートセンター）
- ⑥ 児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）（北勢児童相談所）
- ⑥ いじめ電話相談（059-226-3729）（三重県総合教育センター）
- ⑦ SNS 相談アプリ「STANDBY」

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

教職員は、児童の表情・態度・言動・人間関係の変化などに注意を払い、いじめの兆候を見逃さないよう努めます。

- (1) 日常的な取組み
 - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文、心の天気なども活用しています。
 - ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
 - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (2) 児童に、「いじめ調査」を年間3回（毎学期）といじめの状況を把握しています。
- (3) 児童に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
- (4) 教育相談を実施しています。
 - ① 「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して

面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。

- ② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害児童のケアも行います。
- (6) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) 学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等を活用し、問題解決に向けて支援します。
- (8) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ① 7月にネットモラル月間として全校でネットモラルの学習に取り組みます。
 - ② 教職員がメディアリテラシー等の研修会に積極的に参加します。
 - ③ P T Aと連携し、インターネットやスマートフォン等の安全な使い方等の保護者への啓発に努めます。
 - ④ 外部機関と連携をとりながら啓発を進めていきます。
- (9) 4月、11月を「いじめ防止啓発月間」とし、児童をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解をはかります。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。

原則として、当日中に対応を開始し、事実確認を行います。
- (2) いじめを受けた児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。被害児童の心身の安全を最優先に考え、安心して学校生活を送れるよう支援体制を整えます。
- (3) いじめを受けた児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行います。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

必要に応じて、学校警察連絡制度に基づき、関係機関との連携を図ります。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、コミュニティスクール運営協議会代表や外部専門家（心理、福祉、スクールロイヤー等）に委員会に参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組」により、早期に解決を図ります。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。

- ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- ⑤ 委員会は、いじめ防止のための年間計画の策定や、教職員への研修内容の検討も行います。
- ⑥ PDCA サイクルに基づき、学校いじめ防止基本方針の実効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(2) 「生徒指導委員会」を行っています。

- ① 構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等です。
- ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A 及びコミュニティスクール運営協議会と協働しています。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。
- (5) 地域の人権団体や福祉関係機関とも連携し、いじめの未然防止と早期対応に努めます。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないという子どもへの指導をお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。
- (4) 学校からの連絡や調査への協力を通じて、いじめの早期発見・解決に積極的に関わってください。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。
- (3) いじめを見聞きした場合には、傍観せず、信頼できる大人に知らせる勇気を持ちましょう。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。いじめが犯罪行為に該当する可能性がある場合には、速やかに警察に相談し、児童の安全確保を最優先に対応します。

- (1) 四日市南警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 小山田駐在所

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、福祉関係機関等と連携し、児童の心身のケアや家庭支援を行います。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 人権センター
- (3) こども家庭センター
- (4) こども未来課青少年育成室
- (5) 男女共同参画課
- (6) 市民生活課多文化共生推進室
- (7) 四日市市PTA連絡協議会
- (8) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、保護者と連携を図りながら、適切な調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 上記の事態が発生した場合には、学校は速やかに教育委員会に報告し、「四日市市いじめ問題対策委員会」の支援を受けて調査を実施します。
- (4) 調査にあたっては、児童のプライバシー保護と心身の安全確保を最優先に配慮しつつ、透明性を確保します。
- (5) 調査結果に基づき、再発防止策を講じ、学校全体で共有・実施します。

学期	月	取組内容	指導のポイント
1 学 期	4 月	<input type="checkbox"/> :学校間、学年間の情報交換及び指導記録の引継ぎ <input type="checkbox"/> :指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 <input type="checkbox"/> ・○:学級開き(人間関係づくり・学級のルールづくり) 【始業式・学級活動】 <input type="checkbox"/> ・◇:保護者へ『いじめ防止対策』に向けた取組説明及び啓発 【PTA総会・家庭訪問】 ○:いじめ防止啓発月間 <input type="checkbox"/> :生指特別支援登校サポート委員会(以後※の月に開催)	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・全校体制で指導するためにも共通理解を図る。 ・学校がいじめ問題について、本気で取組む姿勢を児童や保護者に示す。
	5 月	<input type="checkbox"/> ・○:学習活動をとおした人間関係づくり 【学年行事・学級活動】 ○:第1回Q-U調査の実施【学級活動】 ○:家庭訪問 ※	・班編成等、児童の活動の場面に留意が必要である。 ・Q-U調査の実施時期に配慮する。(行事の前後は避ける)
	6 月	<input type="checkbox"/> ・○:いじめ調査<学校>の実施と活用 □・○:教育相談の実施 ○:話し合い活動『学級の課題について』 【学級活動】 <input type="checkbox"/> :Q-U調査の分析と共通理解 ※ 【校内研修会】	・6月は児童の人間関係に変化が表れやすい時期である。 ・1学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に活かしていく。
	7 月	<input type="checkbox"/> ・○:話し合い活動『1学期の振り返り』 【学年・学級活動】 <input type="checkbox"/> :1学期の生徒指導の振り返り ※ 【職員会議】	・1学期の活動を振り返る中で、いじめ防止対策の点検を行う。 ・1学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。
2 学 期	8 月	<input type="checkbox"/> 学びの一体化(情報交換会) <input type="checkbox"/> :いじめや教育相談等に係る研修会への参加【夏季研修会等】 <input type="checkbox"/> :2学期の生活指導について共通理解 【校内研修会】	・各研修会で、いじめや教育相談等についての研修を深め、今後の指導に活かしていく。
	9 月	<input type="checkbox"/> :夏休み明け児童の様子把握 <input type="checkbox"/> ・○:いじめ調査<シャボテン>の実施と活用 【学級活動】 ※	・夏休み明け、児童の様子の変化に注意する。(保護者へ連絡) ・行事に向けて、活動中の児童の様子に十分気を配る。
	10 月	<input type="checkbox"/> ・○:学校行事(運動会・感謝祭等)をとおした人間関係づくり 【学年・学級活動】 ○:第2回Q-U調査の実施 □・○:教育相談の実施 ※	・児童が主体となって活動できるよう、活動意欲と自覚を促す支援をする。 ・Q-U調査の実施時期に配慮する。(行事の前後は避ける)
	11 月	<input type="checkbox"/> ・○:校外学習活動(社会見学等)をとおした人間関係づくり <input type="checkbox"/> ・○:いじめ防止啓発月間【学級活動】 ○:話し合い活動『学級の課題について』 【学級活動】 <input type="checkbox"/> :Q-U調査の分析と共通理解 ※ 【校内研修会】	・児童が主体となって、いじめ防止に向けた取組を進める。 ・2学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に活かしていく。
12 月	<input type="checkbox"/> ・○・◇:『教育活動に関するアンケート』の実施 【アンケート】 <input type="checkbox"/> ・○:話し合い活動『2学期の振り返り』 【学年・学級活動】 <input type="checkbox"/> :2学期の生活指導の振り返り ※ 【職員会議】	・2学期の活動を振り返る中で、いじめ防止対策の点検を行う。 ・2学期を振り返り、生活指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。 ・児童・保護者の意見を聞き、点検活動につなげる。	
3 学 期	1 月	<input type="checkbox"/> :冬休み明け児童の様子把握 <input type="checkbox"/> ・○:いじめ調査<シャボテン>の実施と活用 【学級活動】 ※	・冬休み明け、児童の様子の変化に注意する。(保護者へ連絡) ・様子の変化については、教師間で共通理解を図る。
	2 月	○:話し合い活動『学級のまとめに向けて』【学級活動】 ※	・新年度の学級編成に向け、人間関係に不安を感じ訴えてくる児童の声を拾う。
	3 月	<input type="checkbox"/> ・○:話し合い活動『一年間の振り返り』 【学級活動】 <input type="checkbox"/> :指導記録の整理、進級する学年への引継ぎ資料の作成 <input type="checkbox"/> :指導方針及び指導計画の点検と送り 【いじめ防止対策委員会・職員会議】	・いじめに関する情報を確実に引継ぐための資料を準備する。 ・教師による教育活動の反省を参考に、次年度に向け、指導の準備を進める。

いじめが起こった場合のフロー図

